

東社労第507号
令和年3月4日

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 寺田 晃
(公印省略)

令和2年度社会保険労務士への算定基礎届の配付について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和2年2月27日付別添新年発第12号にて、新宿年金事務所（南関東地域第一部代表年金事務所）より、令和2年度社会保険労務士への算定基礎届の配付に関する周知依頼がありました。

昨年に引き続き、本年においても各社会保険労務士が算定基礎届配付依頼書等を該当年金事務所へ令和2年4月3日（金）までに提出することにより、社会保険労務士へ令和2年度の算定基礎届（ターンアラウンドCDを除く）が後日郵送されることとなります。

つきましては、当該取扱いに関し、所属会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、当会ホームページ（会員サイト）に記事を掲載しております。

(担当：業務課 須田)